



# 「一身田寺内町地区」を景観計画の重点地区に指定

問い合わせ 都市政策課 ☎229-3290 FAX229-3336

津市では、良好な景観を守り、育て、継承していくため、津市景観計画を策定し、平成26年7月1日より運用しています。

今年4月1日、一身田町、一身田大古曾などの一部を「一身田寺内町地区」として、市内初の景観計画における「重点地区」に指定しました。

一身田寺内町地区は、専修寺を中心に寺院が建ち並び、町屋建築が残るなど、津市を代表する景観を有しています。ここでは、先人達から受け継いできた風情ある町並みを子ども達に引き継ぎ、誇りと愛着の持てるまちづくりを行うために、住民の皆さんが中心となって、景観について議論を

重ねてきました。その結論として、町並みに関する地区独自の制限を設けたのが重点地区です。

4月1日以降に、建物や工作物を建築する場合には、原則全ての行為について届け出が必要となります。重点地区の区域や景観形成基準などについて、詳しくは、都市政策課へお問い合わせください。



# 津市の浄化槽事業

問い合わせ 下水道総務課 ☎239-1038 FAX239-1037

## 市営浄化槽事業

市民の皆さんが衛生的で快適な生活を営むとともに、川や海をきれいにするため、市では市営浄化槽区域(下水道計画区域や農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域)で合併処理浄化槽の設置と維持管理を行っています。

### ◆単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に変更する場合

**申し込み** 下水道総務課または各総合支所地域振興課にある市営浄化槽設置依頼書に必要事項を記入し、下水道総務課へ提出してください。受け付け後、現地調査が行われます。調査の結果、土地の形状や工事の方法などで、すぐに施工できない場合は、翌年度の設置となる場合があります。また、申し込みが多い場合は予算の範囲内での抽選になります。

### 下水道計画区域にお住まいの人へ 浄化槽設置補助制度

住居専用住宅に浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

#### 対象区域

- 下水道計画区域内で下水道予定処理区域以外の地域
- 下水道予定処理区域になった日の翌日から7年を経過しても下水道の供用が開始されないと見込まれる地域

締め切り 6月30日(木)

### ◆住宅の新築等を行う場合

**申し込み** 下水道総務課または各総合支所地域振興課にある市営浄化槽設置依頼書に必要事項を記入し、下水道総務課へ提出してください。受け付け後、現地調査が行われます。また、申請する人は申請前に打ち合わせが必要です。

**申込期間** 4月1日(金)から随時受け付け

### ◆すでに合併処理浄化槽を設置している場合

市営浄化槽区域内で、すでに合併処理浄化槽を設置していて、一定の条件を満たす場合は、市に帰属することができます。市に帰属後は市が合併処理浄化槽の維持管理を行います。帰属の条件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

### 補助金限度額

区分	浄化槽の大きさ	限度額(下水道予定処理区域外・区域内共通)
単独処理浄化槽 やくみ取り便槽 からの転換設置	5人槽	33万2,000円
	7人槽	41万4,000円
	10人槽	54万8,000円
上記を除く 浄化槽設置	5人槽	8万4,000円
	7人槽	10万3,000円
	10人槽	13万8,000円

※下水道予定処理区域以外の地域には、単独処理浄化槽の撤去費用9万円までと、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から転換するときの配管費用6万円までを別途交付します。